

令和5年第7回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和5年7月26日（水）
- 2 場 所 芳賀町役場大会議室
- 3 開 会 午後1時47分
- 4 出席委員 教 育 長 古壕 秀一
教育長職務代理者 沼能 寿之
委 員 黒崎 厚央
委 員 塩野 由子
委 員 山口 友也
- 5 出席職員 学校教育課長 小林 芳浩
生涯学習課長 仲尾 周
学校教育課指導主事 高橋 輝秋
学校教育課指導主事 松本 薫
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 野沢 幸代
- 7 議 題
議案第25号 令和5年度準要保護児童生徒の認定について
報告第4号 準要保護児童の認定取り消しについて
議案第26号 八ツ木の丘地区中学生スクールバス運行についての要望書に
ついて
議案第27号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定について
議案第28号 令和6年度使用教科用図書採択について

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	<p>ただ今の出席委員は、4人です。 定足数に達しておりますので、これから令和5年第7回芳賀町教育委員会会議を開会します。 会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 従って会期は、本日1日と決定しました。 芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。 先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 従って前回の会議録は、承認されました。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、沼能寿之委員にお願いします。 教育長事務報告を行います。 <資料に基づき下記の事項について報告を行った> ・芳賀市町教育長会議について ・郡市小・中学校長連絡会議について ・芳賀町小中学校長会定例会議について これから議事に入りますが、議案第25号及び報告第4号については個人情報が含まれているため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>議案第25号令和5年度準要保護児童生徒の認定についての件を</p>
古壕教育長	<p>議題といたします。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p> </div>
古壕教育長	<p>続きまして、報告第4号準要保護児童の認定取り消しについての件を議題といたします。</p>

発言者	内 容
<p>古壕教育長</p> <p>野沢書記</p> <p>古壕教育長</p> <p>小林課長</p>	<div data-bbox="470 271 1362 383" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項の規定に基づき非公開</p> </div> <p>続きまして議案第26号八ツ木の丘地区中学生スクールバス運行 についての要望書についての件を議題といたします。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>要望書の取り扱いについては、初めての議題となりますので、慎重 に審議したいと思います。</p> <p>別紙3の資料をご覧ください。</p> <p>こちらが八ツ木の丘育成会から提出された要望書になります。令 和5年7月7日付で八ツ木の丘育成会会長 松本啓子様より中学生 スクールバス運行について要望書が提出されました。要望書の要旨 は、八ツ木地区中学生の安全確保について協議していただき、スクー ルバスの運行を要望するというものです。要旨の補足として、八ツ木 の丘から芳賀中に通う中学生は片道9.3キロを自転車で通学して おり、交通、天候、その他事件に巻き込まれる危険性などを踏まえて、 理由の欄にもあるとおり不審者車両による声かけ案件があったこ と、団地内のアンケートの結果、91パーセント以上がスクールバス を希望している、防犯灯など通学路の安全性が確保されていないこ となどの理由が添えられています。また、3ページの内容で、八ツ木 の丘の住民の会で行ったアンケートの結果と、回答のあった人数分 の個票が提出されています。請願の手続きについては、7ページをご 覧ください。こちらは芳賀町教育委員会会議規則の関係するところ を抜粋したものとなります。第24条で件名、請願等の趣旨など記載 内容等が規定されていますが、今回の要望書は要件を満たしていま す。請願等の処理につきましては、同規則の第25条第1項で、教育 長が請願書等を受理したときは、これを直近の委員会の会議に付さ なければならないと規定されていますので、本日議題として提出さ せていただきました。本日の審議の結果、採択、受理となった場合 には第3項が適用となり、教育長において措置することが適当と認め るものについては、教育長に措置させるものとする。この場合におい て、教育長は、その処理の経過及び結果を委員会に報告することと なります。また、採択しない、受理しないことと決定した場合は、第4 項が適用となり、その理由を付して請願者に通知することになりま す。本案件の要望書の取扱いについて、会議規則第25条第3項を適</p>

発言者	内 容
古壕教育長 黒崎委員	<p>用とするか、また第4項を適用とするかご審議をお願いします。 ご質問やご意見がありましたらお願いします。</p> <p>2ページに国の基準では片道6キロメートル以上を遠距離通学としているとありますが、その説明をお願いします。</p>
小林課長	<p>5ページをご覧ください。スクールバスの運行について国が直接規定したものではありませんが、学校の建設等に関する国庫補助について定めている義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において国庫補助事業の対象となる適正な規模として、第4条第2項に通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内であることと規定されています。この規定は学校の新設もしくは統合等に伴う学校整備の基準として設けられたもので、スクールバスの距離を直接規定したものではありませんが、統合時のスクールバスの運行に際してもこの基準が準用されているということもありますので、この基準に従って6キロメートルという表現が出てきていると思われま</p> <p>す。ただ既設の学校については、この基準を満たしていない場合でも是正の対象となるものではないことを申し添えます。</p>
黒崎委員	<p>私が調べたところ、そのほかに、通達で1時間以内という基準もありました。</p>
小林課長	<p>施行令上記載はありませんが、適正な時間として1時間という内容が後から追加されているのは把握しています。</p>
古壕教育	<p>文部科学事務次官通達です。ただし、その時には徒歩、自転車、スクールバスなど通学手段については書かれていません。小学生で4キロメートル、中学生でおおむね6キロメートルでおおむね1時間程度とされています。</p>
黒崎委員	<p>小学生で4キロメートル、中学生で6キロメートルですが、これを越えるものには自転車やスクールバス等で通学することができるとされています。</p>
小林課長	<p>議会で調査した結果として、8ページ、9ページをご覧ください。こちらは教育民生常任委員会が令和4年に継続調査を行ったもので、12月議会定例会で報告されたものです。結論として、中学校までの距離はあるが、芳賀町の現状を見るとスクールバスは現実的ではないという報告があり、それに付随し、当町における平坦な地形では従来の通学路を使用すべきである。歩道の整備と防犯体制の強化に努められたいとの意見と提言がありました。</p>
黒崎委員	<p>昨年議会でも北條議員が質問しましたね。</p>

発言者	内 容
古壕教育長 黒崎委員	<p>学校や住民から要望があれば検討したいと答弁しています。</p> <p>今回は住民からの要望ということですね。</p> <p>八ツ木の丘だけではなく、中学校は北の端も南の端も10キロメートル近くありますので、八ツ木がスクールバスということになれば、他の地域にも波及すると思われれます。運行費用も小学校の倍になりますので、それらも考える必要があります。運行するのであれば、市内の調整が必要でしょうし、運行しない場合、通学路は歩道や防犯灯が整備されていない道路が大部分のため、その費用についても検討しなければならないので、これはたくさん議論する必要があるのかなと思います。要望書は7月7日に提出されていますので、あまり時間はかけられないのかなと思います。総合教育会議で議論してはいかがでしょうか。</p>
塩野委員	<p>黒崎委員と同じ意見です。八ツ木の丘でスクールバスを運行すると他の地域にも波及しますし、財政の問題もありますので来月の総合教育会議の議題だと考えていました。聞きたいのですが、去年の常任委員会の調査の結果を八ツ木の丘地区の人は知っているのでしょうか。知らない上での要望なのでしょうか。</p>
小林課長	<p>常任委員会の調査結果は中村議員を通じて知っていると思います。</p>
塩野委員	<p>それでも提出したということは、167人の賛成の意見は無下にできないと思います。</p>
小林課長	<p>この場で運行する、運行しないを決定することはできません。提出された要望書を受理してこの後処理していくべきか、それともこのような要望書は認められないため教育委員会としては受理することはできないとするか、その判断をすることになります。</p>
古壕教育長	<p>この場では要望書を取り扱うか、取り扱わないか、規則第25条第3項と第4項のどちらかを適用するかを決定することになります。</p> <p>4キロ、6キロの基準について補足させていただきます。この施行令は昭和33年に制定されたものです。国で想定しているのは、あくまでも徒歩通学です。その当時、中学生が乗るような自転車は各家庭にありませんでしたから、徒歩で小学生4キロ、中学生6キロ1時間以内という考え方です。この後発出された通達によると、各自治体によって適正に定めてもよい。さらに4キロ、6キロは現代にそぐわないので、文部科学省が調査協力者会議で審議しています。その結果、今の小中学生は、通学距離が4キロ、6キロを超えるとストレスが溜まるので、この距離は適切であるという結論でした。それをもとに各</p>

発言者	内 容
山口委員	<p>自治体では、スクールバスの運行に4キロ、6キロを適用しているのが現状です。</p> <p>もう一つは、この要望書を受けるということは、芳賀中学校のスクールバス運行についての議論に移っていきます。その場合には、総合教育会議にかけて、町で検討会議や有識者会議を立ち上げて全町的に一般の方のご意見も聞きながら進めていかないとなりません。すぐには結論が出ないので、提出された松本さんには相当時間がかかることをお伝えしてあります。</p> <p>郡内で中学校のスクールバスを運行しているのは茂木町だけですか。</p>
古壕教育長	<p>そうです。ただしこれも統合が条件です。既存の中学校で統合以外の条件でスクールバスを運行している例はありません。</p>
仲尾課長	<p>昨日、八ツ木地区座談会に仲尾課長が出席しましたが、当日質問が出たということですので、報告をお願いします。</p>
沼能委員	<p>部活動中に雷などで急に下校する時、保護者のお迎えが五行川まで渋滞してしまうので、早急に対応してほしいという意見や、八ツ木の丘は小学生のスクールバスの台数も多いので、その小学生が中学生になる前に何とかしてほしいという意見も出ました。中学生のスクールバスは要望書が出たと聞いていますが、町としてどう対応しているのかという質問に対しては、要望書を受けたので、対応をしているところだと町長が答えています。</p>
山口委員	<p>親とすれば悩むところはあるかもしれませんが、予算も関係しますし、八ツ木だけではなく南の地区もそうですし、他にも頑張って自転車で通学している子もいることを考えると、安易に運行しますという回答はできないと思います。</p>
小林課長	<p>アンケートは回答が184件とありますが、無回答の方は入れていませんね。</p>
山口委員	<p>戸数は約350で、そのうち回答があったのが184件です。そのうちの賛成の率ということですか。</p>
古壕教育長	<p>バスを運行するのに年間1,000万ということでしたが、1台運行するかしないかということですか。</p>
小林課長	<p>八ツ木だけというわけにはいきませんから、水橋地区も含め2台運行することになります。1,500万から2,000万の費用がかかると思われます。</p>
山口委員	<p>八ツ木丘の中学生の人数については、6ページに資料があります。今年度は37人で大型バス1台で乗ることができますが、令和9年</p>

発言者	内 容
古壕教育長	<p>度は71人になり2台必要になりますので八ツ木だけで2,000万のバス代がかかるということになります。他の地区についてもキロ数が基準になると思いますので、費用は倍近くなるのかなと思います。</p> <p>要望書については、受け取って、学校の意見、一番大事な子どもの意見を聞いたうえで判断したほうがいいと思います。</p> <p>教育委員会会議規則第25条第3項を適用させるということによってよろしいでしょうか。</p>
委員全員 古壕教育長	<p>異議なし。</p> <p>続きまして議案第27号生涯学習利用団体等の使用料減免認定についての要望書についての件を議題といたします。</p>
野沢書記 古壕教育長 仲尾課長	<p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>仲尾課長、説明をお願いします。</p> <p>別紙A3横版の資料をご覧ください。</p>
古壕教育長 委員全員 古壕教育長	<p>今回ご審議いただくのは、体育施設2番の高橋クラブになります。施設の使用料の減免につきましては、各施設の条例及び条例施行規則により規定されています。今回申請のあった高橋クラブにつきましては、令和5年7月に設立され、翌月の8月から活動開始予定の卓球(ラージボール)を行う団体で、会員15名全員が町民です。会員の健康増進及び相互の交流を深める目的で設立された町内の団体であり、免除要件の公共の福祉のために使用することに該当しますので、全額免除で問題ないと思われれます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>この件についてご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(質問なし)</p>
委員全員 古壕教育長	<p>それでは議案第27号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従って本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第28号令和6年度使用教科用図書採択についての件を議題といたします。この件につきましては7月24日に開催された芳賀地区の採択協議会の経過報告の部分は公開としますが、採択の部分については非公開とします。</p> <p>令和6年度使用教科書につきましては、小学校全教科と小学校特別支援学級、中学校特別支援学級について24日に芳賀地区として</p>

発言者	内 容
古壕教育長	<p>審議しました。協議会の中で採択されたものは、全部で22冊の説明がありますので、ごく簡単に採択された教科書の特徴的な部分のみ説明させていただきます。</p> <p><資料に基づき説明を行った></p> <p>それでは、これから採決しますので、事務局職員は一時退席をお願いします。</p>
古壕教育長	<div data-bbox="469 555 1362 618" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>芳賀町教育委員会規則第8条の規定により秘密会</p> </div> <p>それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思います。次回は、8月22日午後1時30分からです。</p>

9 閉 会 午後3時45分